# コミュニケーション行為理論の論理構造 (下)

## The Logic in the Theory of Communicative Action

# 永 井 彰 Akira Nagai

## 4 コミュニケーション行為概念をめぐる いくつかの論点

#### (1) コミュニケーション行為の下位類型

これまで検討してきたように、コミュニケーション行為の根本的な特質は、批判可能な妥当性要求の呈示とその相互承認にもとづくという点に求められる。ハーバマースは、こうした特徴づけをつかみだすことによって、コミュニケーション行為概念の論理構造を明示化しえたということができる。ハーバマースは、言語行為の分析を利用して、意思疎通が目的活動には還元しえないことをしめすとともに、そのことの論証をつうじて、「了解」が「影響力行使(Einflußnahme)」とならぶもう一つの行為整合メカニズムとして機能していることを解明しえたといえようい。

さてここでは、コミュニケーション行為にかんするこうした特徴づけをふまえたうえで、コミュニケーション行為概念をめぐるいくつかの論点について検討し、コミュニケーション行為概念についての理解を深めていくことにしたい。そこです最初に取りあげておきたいのは、コミュニケーション行為にはいかなる下位類型が設定されうるのかという論点である。そのさい、さきにのべって変得された視座から、コミュニケーション行為概念の特徴づけによって変得された視座から、コミュニケーション行為概念の特徴づけによるの下位類型がどのように整理されうるのかという点に留意して、その解明をすすめていくことにしよう

いまここで、コミュニケーション行為の基本的 な特質として、妥当性要求の呈示とその相互承認 という点をあらためて確認したけれども、こうした基本的特質の把握は、コミュニケーション行為

の下位類型を設定するにあたっても活用されることとなる。つまりハーバマースはまず、この妥当性要求というものを分類し、その分類にもとづいて、コミュニケーション行為の下位類型を体系的に構築しようとするのである。ハーバマースによれば、妥当性要求には次の3種類のものをあげることができるという。すなわち、真理性要求(Wahrheitsanspruch)、正当性要求(Richtigkeitsanspruch)および誠実性要求(Wahrhaftigkeitsanspruch)の三つである²)。ハーバマースにしたがえば、これら三つの妥当性要求について、以下のようにまとめることができる³)。

#### ①真理性要求

おこなわれた言明が真である(ないしは、言 及されている命題内容の存在前提がじっさい にみたされている)とする要求。

#### ②正当性要求

当の言語行為が、妥当している規範的文脈に てらして正当である(ないしは、その言語行 為のみたすべき規範的文脈それじたいが正統 的である)とする要求。

#### ③誠実性要求

話し手の顕在的な意図が、発言されたとおり に思念されているとする要求。

このように話し手は、まず第1には、言明ないしその存在前提にたいして、真理性を要求しているのであり、ついで第2には、正統的に規制された行為およびその規範的文脈にたいして、正当性を要求しているのであり、さらに第3には、主観的体験の表明にたいして、誠実性を要求しているのである40。話し手は、意思疎通に指向した発言

をおこなうことによってこれら三つの妥当性要求 を呈示しているのであり、そうした要求にたいし て、もし聞き手の側に疑問があるばあいには、聞 き手はこれら三つの妥当性要求のそれぞれにたい して異議をとなえることができる。

さて、ハーバマースの理論においては、こうした三つの妥当性要求には、それぞれ一つの「世界(Welt)」概念が対応するとされている。すなわち、真理性要求には客観的世界(objektive Welt)が、正当性要求には社会的世界(soziale Welt)が、誠実性要求には主観的世界(subjektive Welt)が、それぞれ対応しているというわけである。そこで、これら三つの世界概念の内容について確認し、その意味あいを検討しておくことにしたい。ハーバマースにしたがえば、これら三つの世界について、次のようにまとめることができる50。

#### ①客観的世界

実在物の総体であり、それについては真なる 言明が可能である。

②社会的世界 正統的に規制された対人関係の総体。

#### ③主観的世界

当の行為者本人にのみ特権的に接近すること のできる体験の総体であり、そうした体験に ついて話し手は、聞き手のまえで誠実に話す ことができる。

コミュニケーション行為をいとなむ行為者は、発言をおこなうことによって何らかの妥当性要求をかかげているわけだが、その行為者は、そうしたする性要求をかかげることによって、それに対応する世界を引きあいにだしている。ここでの世界という概念にはもともと、実在している事態の総体という意味あいが含まれていたのだけれどもの存在論がは、世界という概念からその存在論のであり、コミュニケーションローでは、世界というで世界は、コミュニケーションの世界は、コミュニケーションは、世界というの世界は、コミュニケーションはでは、これら三つの世界は、コミュニケースによれば、これら三つの世界は、コミュニケー系の概念として位置づけなおそうとする。ハーニーを表の世界は、コミュニケー系のであり、それのである。 行為者たちにとってをあらわれてくるものは、状況の構成要素としてとらえられるのであり、それゆえ行

為者たちによって主題化されうることがらとされ る。話し手と聞き手とが何ごとかについて意思疎 通しようとしているとき、かれらはさまざまな事 態を取りあげているわけだが、そのことをつうじ てそうした事態を、客観的世界のなかへと事実と して帰属させたり、社会的世界のなかへと規範と して帰属させたり、主観的世界のなかへと体験と して帰属させたりしている。その意味において、 これら三つの世界は、コミュニケーション過程に おける座標系としての機能をいとなんでいるとハ ーバマースはいうのである。行為者たちは、意思 疎通することをつうじて、これら三つの世界のな かの何ものかについて言及しているということが できるのであり、この点に着目するなら、これら 三つの世界は、そうしたコミュニケーション過程 において主題化されるものの総体だということが できる。そうしてみると、世界のなかへと帰属さ れたことがらは、状況の構成要素として意思疎通 の対象となるのであり、この点において世界は、 生活世界と対比的な概念として設定されているこ とに注意しておこう8)。 というのも生活世界はさ しあたり、意思疎通過程の背景としてその機能を いとなむものとされているのであり、関与者にと っては自明で、主題化をまぬかれた意味領域とさ れているからである<sup>9)</sup>。

ところで、コミュニケーション行為をいとなむ 行為者は、ある発言をおこなうことによって、こ うした三つの妥当性要求を同時にかかげているの であり、したがって原則的にはこれら三つの妥当 性要求のいずれについても異議をとなえることが できる。このことを説明するために、ハーバマー スは次のような例を用いている<sup>10)</sup>。

ゼミナールの場面において、教授がゼミナールのある参加者にたいして、「一杯の水をもってきてください」と要請した。その学生は、自分に向けられた発言を命令ではなく、意思疎通に指向した態度で遂行された言語行為であると理解した。ハーバマースが呈示するのは、こうした事例である。ハーバマースによれば、こうしたばあい、このゼミナール参加者は、原則的には、三つの妥当性の局面においてこの要請を拒否することができるのだという<sup>11)</sup>。

まず第1に、この学生はしかるべき存在前提が

あてはまっているという点に疑問をさしはさむこ とができる。「いいえ。いちばん近い水道でもとて も離れているので、ゼミナールが終了するまでに 戻ってくることができません」。このばあいには、 こうした所与の事情のもとで教授が真理であるこ とを前提にしているにちがいない言明そのものに 疑いがさしはさまれている。ついで第2に、教授 の要請の規範的正当性に異議をとなえることがで きる。「いいえ。私をあなたの被雇用者のように取 り扱うことはできません」。このばあい、所与の規 範的文脈において教授の行為が正当であるという 点に疑いがさしはさまれている。さらに第3に、 この学生は、教授の発言の主観的誠実性に疑問を 提起することができる。「いいえ。ほんとうは先生 は、他のゼミナール参加者のまえで、私に誤った 印象を与えるという意図だけをもっておられるの です」。このばあい、教授が発言したとおりに思念 しているという点に異議が唱えられているのであ り、教授は発語媒介効果を達成しようとしている のではないかとの疑念が、表明されているのであ る。このように、ハーバマースによれば、コミュ ニケーション行為を遂行しようとしたばあい、三 つの種類の妥当性要求が同時にかかげられている のであり、したがってこれら三つの妥当性要求の なかのどれにたいしても、疑問をさしはさむこと ができる。しかもこのことは、意思疎通に指向し た言語行為のすべてにあてはまるのだという<sup>12)</sup>。

さて、意思疎通に指向した言語行為は、原則的 には、三種類の妥当性要求を同時にかかげている わけだが、そのさい話し手が三つの妥当性の局面 のうち、とくにどの局面において自分の発言を理 解させたがっているかについては、その言語行為 の発語内の役割に着目することによって読み取る ことができるのだという13)。まず第1に、話し手 は、ある言明をおこなったり、何ごとかを主張し たり、物語ったり、説明したり、叙述したり、予 言したり、究明したりするときには、真理性要求 の承認にもとづいた了解を聞き手とのあいだに追 究している。第2に、話し手が指令を与えたり、 約束したり、誰かを任命したり、訓戒を与えたり、 何かを買ったり、誰かと結婚したりするばあい、 そこにおける了解は、その関与者たちが当の行為 を正当なものとして通用させるかどうかに依存し

ている。第3に、話し手が体験文を発言したり、 何ごとかを漏らしたり、告白したり、公表したり するばあい、そこにおける了解は、誠実性要求の 承認にもとづいてのみ成立しうる。

こうしたハーバマースの視座からすると、意思 疎通に指向した言語行為は、その純粋型においては、 真理性要求、正当性要求および誠実性要求のうちの いずれか一つをきわだたせているということがで きるのであり、この点に着目すれば、意思疎通に 指向した言語行為の類型論を構築することができ る。すなわち、事実確認的言語行為(konstativer Sprechhandlung)、規制的言語行為(regulativer Sperechhandlung) および表出的言語行為(expressiver Sprechhandlung) という三つの言語行 為からなる類型論である<sup>14)</sup>。

#### ①事実確認的言語行為

主として真理性要求がかかげられている。ここにおいては、基本的な言明文が用いられている。

#### ②規制的言語行為

主として正当性要求がかかげられている。ここにおいては、(指令のばあいのように)基本的な要請文があらわれたり、(約束のばあいのように)基本的な意図文があらわれたりする。

#### ③表出的言語行為

主として誠実性要求がかかげられている。ここにおいては、(1人称現在の)基本的な体験 文があらわれる。

ただし、これまでの検討からも明らかなように、ここでの類型論は、あくまでも純粋型的なものとして理解されなければならないのであり、その点において、コミュニケーション行為と戦略的行為とを区別するさいの類型論とは意味あいをまったく異にしていることに注意しておこう。コミュニケーション行為と戦略的行為とを区別するばあいれないものと位置づけられており、それゆえ個ペの社会的行為は、コミュニケーション行為か戦略的行為は、コミュニケーション行為か戦略的行為に、コミュニケーション行為か戦略的行為のいずれかに分類されうるものとされている。つまりコミュニケーション行為と戦略的行為との類型論は、いわば背反しあうものから構成さ

行為	形式的語用論の メルクマール	特徴的な 言語行為	言語の機能	行為の指向	基本的な 態 度	妥当性要求	関連する 世界
コミュニケーション行為3	戦略的行為	発語媒介行 為、命令 <sup>2)</sup>	相手へと影 響を与える	成果に 指向した	客観化的 態度	〔実効性〕	客観的世界
	会 話 (事実確認的言語行為)	事実確認的 言語行為	事態の叙述	意思疎通に 指向した	客観化的 態度	真理性要求	客観的世界
	規範に規制された行為	規制的 言語行為	対人関係の 創出	意思疎通に 指向した	規範同調的 態度	正当性要求	社会的世界
	ドラマトゥルギカルな ) 行為	表出的 言語行為	自己呈示	意思疎通に 指向した	表出的態度	誠実性要求	主観的世界

#### 表1 言語に媒介された相互行為の純粋型1)

- 註1) TKH, I, S. 439. 邦訳(中)73頁、をもとに作成。
  - 2) ハーバマースは、言語に媒介された戦略的行為として命令を考察しており、そのかぎりにおいて表のこの場所に命令を位置 づけることができる。ただし、発語媒介行為をモデルとして命令という言語行為を分析することはできない。ハーバマースは、 命令という言語行為もまた発語媒介行為をモデルとして分析しうるという印象をあたえているというそのかぎりにおいて、こ の表には不適切な面があることを認めている。この論点については、本稿(中)の註49を参照されたい(『長野大学紀要』第15 卷第1号、1993年、141頁)。
  - 3) ハーバマースじしんが作成した図表には、ここにコミュニケーション行為という表記はないが、会話、規範に規制された行為およびドラマトゥルギカルな行為がコミュニケーション行為の下位類型であるということを明示化するために、挿入した。また、これら三つの行為が純粋型的な性格をもつことを強調するために、その境界を実線ではなく破線で示した。

れているのである。それにたいして、ここでの類 型論は、そうした背反的な性格をもっていない。 すでにみたように、意思疎通に指向した言語行為は、 原則としては三つの妥当性要求を同時にかかげて いるわけであり、そのうちどの一つをきわだたせ ているかによって、ここでの類型論は組み立てら れている。そうしてみると、ある一つの妥当性要 求をきわだたせているからといって、それ以外の 二つの妥当性要求が消滅してしまったわけではな いのであり、三つの妥当性要求が並存している以 上、どの妥当性要求をとくにきわだたせているか が不明瞭な言語行為もまた十分に考えられうる。 そうした点からして、これらの三つの類型は明確 には境界づけられえないのであり、それゆえあく までも純粋型的なものとして理解されなければな らないといえよう15)。

さらに、これまでの分析を導きの糸として、言語に媒介された相互行為の純粋型を整理することができる。いうまでもなく、コミュニケーション行為は、成果に指向した言語行為たる戦略的行為と対比される概念として導入されたのであり、つまりは意思疎通に指向した言語行為いっぱんを指すものとして設定されたということができる<sup>16)</sup>。

いま検討した意思疎通に指向した言語行為の純粋型にかんする分析をふまえれば、そうしたコミュニケーション行為から、三つの妥当性要求のうち主としてどの種類の妥当性要求を呈示しているかにもとづいて、三つの純粋型をとりだすことができる。すなわち、会話(Konversation)ないしは事実確認的言語行為、規範に規制された行為(normenreguliertes Handeln)およびドラマトゥルギカルな行為(dramaturgisches Handeln)という三つの行為である<sup>17)</sup>。

- ①会話(事実確認的言語行為) 主として真理性要求を呈示している。
- ②規範に規制された行為 主として正当性要求を呈示している。
- ③ドラマトゥルギカルな行為 主として誠実性要求を呈示している。

これまでの検討を前提にすれば、これら三つの 行為はコミュニケーション行為の下位類型として 位置づけられているということができる。そのさ い、これらの下位類型は、純粋型的な性格をもつ こともまた、確認することができる。 さて、こうしたこれまでの分析を総括して、ハーバマースは表1を呈示している。

#### (2) 行為整合の力

第2の論点として取りあげておきたいのが、行為整合の力をめぐる問題である。コミュニケーション行為はいかにして行為整合の機能をはたすと考えればよいのだろうか。この点をハーバマースにしたがって検討しておくことにしたい。

コミュニケーション行為によって了解が成立す ると、その了解は行為整合する力をもち、関与者 のあいだの相互行為を方向づけることになる。了 解は、関与者たちがそこで呈示されている妥当性 要求を相互承認したがゆえに成立しているのであ り、だからこそ関与者たちにたいして拘束力をも っている。しかもこのばあい、この拘束力は、決 して強制されたものではないことをあらためて確 認しておこう。たとえば命令のばあいであれば、 何らかのサンクション・ポテンシャルに裏うちさ れているため、聞き手はいやおうなしに命令にし たがわざるをえない。つまり命令のばあいには、強制 力によって行為を結びつける力が生みだされている わけだが、それにたいして、コミュニケーション行為 のばあいには、そうした強制力によって行為を結 びつける力が生みだされているわけではない。あ くまでも、それぞれの関与者が自発的な意思にも とづいて了解にしたがっているのであり、その意 味において関与者は行為へと「合理的に」動機づ けられている<sup>18)</sup>。そうしてみると、こうした行為 整合の力はどこから生みだされてくるのかが問題 とされなければならない。

この問いにたいしてハーバマースは次のようにこたえている<sup>19)</sup>。この合理的に動機づける力は、語られたことの妥当性から直接に引きだされるのではない。相互承認された妥当性要求を、必要とされたばあいには話し手が履行する(einlösen)という保証を話し手は引き受けているのだが、そうした保証から、この行為整合の力が引きだされているのだという。話し手は、意思疎通に指向した言語行為を遂行することによって妥当性要求をかかげているわけだが、そうした妥当性要求の妥当性を関き手によって問い直されたばあいには、その妥当性を明らかにするという保証を、話し手はおこ

なっている。話し手はこの保証を、真理性要求と 正当性要求のばあいには、討議によってすなわち 根拠を提出することによって履行することができ るし、誠実性要求のばあいには、首尾一貫した行 動をおこなうことによって履行することができる。 話し手によって提案されている保証を聞き手があ てにするようになるなら、語られたことの意味の なかに含まれている拘束力が効力を発することに なるのであり、そうした拘束力が相互行為の帰結 を方向づけることになる。このようにして合理的 に動機づけられた了解が、行為整合の機能をはた しうるのだとハーバマースはいう。

#### (3) コミュニケーション行為と討議

ここでは、これまで検討してきた論点をふまえて、コミュニケーション行為と討議との関係について検討をおこない、コミュニケーション行為についての理解をさらに深めることにしたい。

これまでの検討で明らかにしたように、コミュニケーション行為は妥当性要求の呈示とその承認にもとづく行為だということができる。そのことをふまえ、ここでは次のような論点を確認しておくことにしたい。すなわち、コミュニケーション行為は妥当性要求の呈示とその承認にもとづくい、という点である。もちろん関与者のあいだでその妥当性要求そのものを主題とし、それを論議することもありうる。ハーバマースは妥当性要求そのものを主題とする論議のことを「討議(Diskurs)」とよび、コミュニケーション行為とは明瞭に区別している200。

こうした討議は、コミュニケーション行為においてかかげられている妥当性要求に異議がさしはさまれたばあいに開始される。逆にいえば、とくに異議がさしはさまれないばあいは、コミュニケーション行為において呈示されている妥当性要求はさしあたり主題化されているのであり、とくに異議がさしはさまれないかぎりにおいてそうした妥当性要求は承認されているということなのである。この点を見誤り、妥当性要求を主題とし

てとりあつかう行為だけをコミュニケーション行為 であると解釈するなら、コミュニケーション行為を あまりにも狭い概念として理解することになる。も しコミュニケーション行為とは妥当性要求を主題化 する行為であるとするなら、コミュニケーション行 為は日常の行為のうちのごく一部分のものにすぎ ないこととなり、社会的行為をコミュニケーショ ン行為と戦略的行為とに二分するという社会的行 為の類型論そのものの妥当性が、疑問視されかね ない。

しかし、そうした理解はコミュニケーション行 為と討議とをとりちがえた結果だといわなければ ならない。ハーバマースからすれば、妥当性要求 の呈示と承認という過程は日常的な行為の連鎖の なかでくりかえされており、そうした行為の連鎖 においては、妥当性要求そのものはとりたてて主 題化されはしない。そうした日常的な行為を表象 し、そこからつかみだされたものがコミュニケー ション行為の概念だということを、ここで確認し ておくことにしたい。関与者たちは、妥当性要求 に異議がさしはさまれたばあいにはじめて、そう したコミュニケーション行為の連鎖を中断し、討 議を開始し、妥当性要求そのものを主題化するこ とになる。そのようにして討議が開始されること になるわけだが、討議への移行がいつでも可能だ ということさえ保証されていれば、コミュニケー ション行為が成立するためには十分なのであり、 妥当性要求をつねに主題化しておく必要はない。 そうしてみると、ハーバマースの論理においては、 コミュニケーション行為のレヴェルと討議のレヴ ェルとを峻別したうえで、コミュニケーション行 為から討議への移行可能性を保証することだけが 必要とされているといえよう。

ところで、すでに検討したように、コミュニケーション行為は原則的には三つの種類の妥当性要求を同時にかかげている。そうしてみると、これら三つの妥当性の局面それぞれについて異をとなえることができる。ただし、コミュニケーション行為の下位類型を検討したさいに明らかにしたように、コミュニケーション行為はそれら三つの妥当性要求のうちいずれか一つを主としてかかげているということができるのであり、したがって、それぞれのコミュニケーション行為においては、

その主としてかかげている妥当性要求にたいしておもに異議がさしはさまれることになろう。さて、ここで注目しておきたいのは次の点である。すなわち、真理性要求と正当性要求のばあいには、討議のなかで論拠をしめすことによってその妥当性を確認することができるのにたいして、誠実性要求のばあいには、そうしたやり方ではその妥当性を確認することができないという点である<sup>21)</sup>。

真理性要求に疑念がさしはさまれたばあい、そ の発言の真理性いかんを主題とした討議がくりひ ろげられることになる。こうした討議をハーバマ ースは理論的討議と呼んでいる22)。正当性要求に 異議がとなえられたばあいには、その発言の規範 的正当性を主題とした討議がおこなわれる。こう した討議をハーバマースは実践的討議と呼んでい る<sup>23)</sup>。これにたいして、誠実性要求に疑念がさし はさまれたばあいには、討議のなかで論拠をしめ すことによってはそうした疑念を解消することが できない。というのも行為者は、いくら自分は誠 実だと主張したところで、みずからの誠実性を証 明することにはならないからである。行為者は、 みずからの発言と矛盾しない行為をおこなうこと によって、誠実に行為していることをしめさなけ ればならないのであり、行為の経過のなかで首尾 一貫した行為をしめすことによってのみ、みずか らの誠実性を証明することができるのである。

ともあれ、討議とコミュニケーション行為とを 概念上、明確に区別しておくことがきわめて重要 である。コミュニケーション行為は、妥当性いかんについての論議を主題的にも主題的にも主題的にもがある。ここであくまでありまではないがないのは、、のはないがではないがではないがで設定し組み立てたものではない方によってはある。ハーバマースはあることである。ハーバマースはあることでの連鎖を表象し、イニケーション行為という概念によっにはないの概念をつかみだしている。ハーバマースは日常の概念をつかみだしているというによって相互のなかから、妥当性要求の相互を 常的な行為連鎖のなかから、妥当性要求の相互を 記という過程を読みとっているということをあらためて確認しておきたい。

### 5 コミュニケーション行為理論の 社会理論的意義

ハーバマースは、社会理論たりうる行為理論の 構築をめざして、行為理論のパラダイム転換を提 唱した。コミュニケーション行為はそうした理論 的探求の成果なのであり、その構成の基本的特徴 について、これまで検討をすすめてきた。ハーバ マースは、社会理論の基礎視角として十全に機能 をはたしうる行為理論を構築するために、行為理 論の鍵概念を目的活動からコミュニケーション行 為へと移行させた。そのさい、コミュニケーショ ン行為が目的活動には還元されえないということ をしめすことが、かれにとっての重要な理論的課 題となった。それゆえかれは、言語行為の分析を 利用して意思疎通の構造について解明をすすめて いったのであり、そうした検討をつうじて、意思 疎通は目的活動としては把握しえないことを明ら かにすることができた。ハーバマースは、妥当性 要求の相互承認にもとづくという点にコミュニケ ーション行為の基本的特徴をみいだしたのであり、 そのように特徴づけられたコミュニケーション行 為概念を準拠点として、コミュニケーション行為 理論を展開しているのである。

ところで、われわれとしては、このように構築 されたコミュニケーション行為理論が、ハーバマ ース社会理論そのものの構成のあり方を方向づけ ているという点に注目しておきたいと思う。コミ ユニケーション行為理論はかれの社会理論の基礎 視角とでもいうべき役割をはたしているのであり、 この点を十分にみさだめておかなければならない。 コミュニケーション行為理論が社会理論の基礎視 角としていかなる意味を有しているのか。コミュ ニケーション行為理論の構成のあり方によって、 ハーバマースの構想する現代社会の社会理論にい かなる特徴がきぎみこまれることになったのか。 コミュニケーション行為理論の社会理論的な意義 を確認するためには、これらの点が十分に解明さ れなければならない。そこで最後に、こうした論 点について検討をくわえておくことにしたい。

まず第1に、コミュニケーション行為理論によって、行為整合への問いにかんして体系的な視座が与えられることになった、という点を確認して

おきたい。すでにのべたように、社会学の行為理論は、行為整合の問題を解明するということをその中心的な課題としてきた。自我の行為と他我の行為とはいかにして整合されうるのか。社会的行為はいかにして可能なのか。社会学の行為理論においては、この問題こそがその関心の焦点に位置していたということができる<sup>25)</sup>。しかもこの問いは、社会秩序はいかにして可能かの問いを相互行為レヴェルで表現したものにほかならず、その意味でも、この行為整合メカニズムへの問いを十全に解明しうるかどうかこそが、その行為理論が社会学の基礎視角として十分なものかどうかを決する試金石であるといわなければならない。

すでに検討をすすめてきたように、ハーバマー スは、意思疎通の分析をつうじて、コミュニケー ション行為の論理構造を明示化しようとした。コ ミュニケーション行為は目的活動には還元しえな い。そのことの論証をつうじて、ハーバマースは コミュニケーション行為における行為整合メカニ ズムの独自な論理を解明することができたといえ よう。目的活動としての行為を出発点とすれば、 複数の行為者たちがかれらの目的活動をかみあわ せることとしてのみ、社会的行為は理論化されう る<sup>26)</sup>。ハーバマースは、この種の社会的行為にみ いだされる行為整合のメカニズムを、さしあたり 「影響力行使」として特徴づけている。だが、目的 活動を出発点とするかぎり、ひとびとのあいだの 意思疎通にもとづく社会的行為は理論化しえない。 それゆえハーバマースは、コミュニケーション行 為への行為理論のパラダイム転換を提唱する。ハ ーバマースは、コミュニケーション行為が目的活 動には還元しえないことを明らかにすることによ って、了解が影響力行使とならぶもう一つの行為 整合メカニズムであることを明示化しているので ある27)。

コミュニケーション行為は、行為における意思 疎通の側面と目的活動の側面とを綜合した概念で ある<sup>28)</sup>。ハーバマースからすると、そうしたコミ ュニケーション行為を出発点とすることによって はじめて、了解と影響力行使という二つの行為整 合メカニズムを視野におさめることが可能になる。 ハーバマースの主張をふまえれば、コミュニケー ション行為理論によってはじめて、「社会的行為は いかにして可能か」の問いに対する包括的な視座を獲得することができたのであり、行為整合の問題にたいして十全な解答をしめすことができるようになったということができる。

第2に、コミュニケーション行為理論によって、 行為の合理性にかんする包括的な視座が獲得され る、という点を指摘しておくことにしたい。ハー バマースからすれば、目的活動としての行為を出 発点とするがぎり、行為の合理性の把握にかんし て決定的な限界が生じざるをえない<sup>29)</sup>。これまで 検討してきたように、目的活動としての行為の特 徴は、(さしあたっては単独の)主体が目標指向的 に対象へとはたらきかけ、成果を獲得するという点 にみいだされる。こうした行為概念を出発点とす るかぎり、その行為の合理性は成果の合理性へと 還元されることになり、そうした行為は、いかに して成果をうまく達成しえたかという点でのみ評 価されることになる<sup>30)</sup>。つまり目的活動としての 行為の合理性は、あくまでも実効性 (Wirksamkeit) という側面ではかられるというのである<sup>31)</sup>。 ハーバマースからすれば、こうした前提にもとづ くかぎり、目的合理性 (Zweckrationalität)こそ が、行為が批判されたり改善されたりしうる唯一 の側面であるとして、目的合理性に固執せざるを えなくなる<sup>32)</sup>。こうしてハーバマースは、目的活 動としての行為を出発点とするかぎり、目的合理 性ないしは認知的・道具的合理性(kognitiv-instrumentelle Rationalität) へと行為の合理性を切り 詰めてしまう結果におちいることを明らかにする。 そうしたうえでハーバマースは、行為の合理性と いうものが決して目的合理性には還元されえない という点に注意をうながす。ハーバマースからす れば、単独の行為者が客体へとはたらきかける目 的活動としての行為ではなく、複数の行為者のあ いだの意思疎通関係を出発点とし、そうしたひと びとのあいだで、意思疎通をつうじての了解がい かにして十分に達成されうるのかという点を基準 として、行為の合理性を評価することができると いうのである。このハーバマースの論理にしたが うなら、行為の合理性は決して成果の合理性につ くされるのではなく、意思疎通の合理性というべ きものも、行為の合理性のなかに含まれなければ ならない。ハーバマースは、そうした意思疎通の

合理性のことを目的合理性と対比させて、「コミュニケーション合理性 (kommunikative Rationalität)」と呼んでいる<sup>33)</sup>。

これまで検討してきたように、ハーバマースに よれば、意思疎通は目的活動には還元しえない独 自の構造を有するものであり、この論拠を説得的 にしめすことこそが、コミュニケーション行為理 論のもっとも重大な理論的課題であった。意思疎通 は目的活動には還元しえないとするこの論点は、 行為の合理性を検討するうえにおいても、重要な ポイントとなる。意思疎通もまた一種の目的活動 としてとらえうるのであれば、行為の合理性を把 握するためには目的合理性という基準だけで十分 だということになるからである。意思疎通が目的 活動には還元されえないとする前提があるからこ そ、コミュニケーション合理性という合理性の基 準は有意味なものとして確認されうる。成果に指 向して行為するひとびとが相互に影響力を行使し あい、その結果として行為がかみあわせられるこ ととして意思疎通が把握されうるのであれば、行 為の合理性はもっぱら目的合理性を基準としての みつかみだされることになり、コミュニケーショ ン合理性などという概念が成立しうる余地は存在 しえない。ハーバマースは、言語行為の分析をつ うじて、意思疎通に指向した行為は批判可能な妥 当性要求の相互承認にもとづくという点にその根 本的な特徴を有することを明らかにし、意思疎通 は目的活動には還元しえないということの論拠を しめすとともに、こうした基本的特徴をふまえる ことによってはじめて、意思疎通の行為にみられ る合理性の基盤について解明しうるのだと主張す ることになる。コミュニケーションをつうじて達 成された了解というものは、潜在的であれ妥当性 要求の相互承認にもとづいている。了解というも のの有するこうした性格に着目すれば、究極的に は根拠に依拠しなければならないという特徴をそ うした了解というものからひきだすことができ る<sup>34)</sup>。ハーバマースからすれば、この点にこそ、 意思疎通の行為に特有の合理性がしめされている というのである。

すでに検討したとおり、了解とは、ただたんに 事実上一致しているということではない。当の発 言内容の妥当性を関与者のそれぞれが自発的に承 認しているという点にこそ、了解というもののもつ重要な特徴がみいだされる。もちろん発言の背後にある何らかの強制力によって同意をとりつけることはできるけれども、そのようにしてで誘発された同意は、関与者じしんからは決して了解とは認知されえない。あくまでも発言内容の容とは認知されえない。あくまでも発言内容の容という点にこそ、了解というものの特徴があるのであり、意思疎通の行為にみらした了解の達成をめざしたものだということができる。

ハーバマースからすると、コミュニケーション行 為を出発点とすることによってはじめて、行為の 合理性を論議するための包括的な視座がえられる ということになる。さきほども再確認したとおり、 コミュニケーション行為とは、行為における目的 活動の側面と意思疎通の側面とを綜合した概念で あった。それゆえ、コミュニケーション行為から 出発することによって、行為の合理性というもの を成果の獲得と了解の達成という二つの側面から 評価することが可能になる。さらに、前節で検討 したコミュニケーション行為の下位類型を手がか りとすれば、コミュニケーション行為のなかに具 体化される行為の合理性の諸側面について、分析 を展開することができる<sup>36)</sup>。この点についてハー バマースは、表2においてその概要を呈示してい る。ともあれ、コミュニケーション行為理論を前 提とすることによって、目的合理性ばかりでなく

コミュニケーション合理性をも視野におさめることができるようになるのだとハーバマースは主張するのである。

さらにこうした論議は、近代社会の生みだした 合理性を評価する視点をみきわめるためにも、重 要な手がかりとなる。ハーバマースもいうように、 近代の自己了解を強く特徴づけてきたのは、認知 的・道徳的合理性だということができる<sup>37)</sup>。主体 が客体へとはたらきかけて、成果を獲得する。そ うした成果の合理性とでもいうべきものが近代社 会を方向づけてきたのであり、そうした合理性こ そが現代社会の巨大な生産力を生みだしてきた。 だが、他方において、そうした合理性こそが現代 社会のさまざまな問題を生みだしてきたのではな いかとの疑念も、表明されている。周知のように、 M·ホルクハイマーとTh·W·アドルノは、対象へ とはたらきかけて成果をえる人間というものの理 性のあり方を「道具的理性(instrumentelle Vernunft)」として特徴づけ、そうした理性こそが、 自然や(他者ばかりでなく自分じしんをも含む) 人間にたいする支配を生みだしているのだとす る38)。こうした考え方から出発すれば、道具的・ 認知的合理性こそが近代社会の合理性にほかなら ず、しかもそれは自然や人間を支配する合理性だ との帰結が導かれよう。そうだとするなら、この 視座からは、近代社会を特徴づける合理性そのも のへの全面的な批判が展開されざるをえない。だ が、ハーバマースからすれば、近代社会へといた る社会の発展のなかで、認知的・道具的合理性ば かりでなく、コミュニケーション合理性も育まれ

表 2 行為合理性の諸側面

行為類型	具体化された知識の類型	論証の形式	伝承される 知識の範型	
目的論的行為 (道具的行為、戦略的行為)	技術としてないしは戦略 として利用可能な知識	理論的討議	技術、戦略	
事実確認的言語行為 (会話)	経験的・理論的知識		理論	
規範に規制された行為			法観念、道徳観念	
ドラマトゥルギカルな 行為	審美的・実践的知識	治療的批判、 審美的批判	芸術作品	

(TKH, I, S.448. 邦訳(中)80頁、より作成)

てきたのであり、このことにも十分な評価がなされなければならない。現代社会へといたる社会発展のなかでひとびとは、客体へとはたらきかけて成果をえることばかりでなく、ひとびとのあいだの意思疎通をはかることもおしすすめてきた。そうした社会発展のなかで、ひとびとのあいだの相互批判を許容しあえるような文化や社会規範で、プロストーション行為という概念を出発されて、コミュニケーション合理性という概念を当れて、コミュニケーション合理性という概念を手がかりとすることによってはじめて、社会発展のこうした側面が十全に評価されうるというのである。

さらに第3に、コミュニケーション行為という 概念を前提にしてはじめて、生活世界論を社会理 論として生かす道が開示されるということを指摘 しておきたい。そのさいまず確認されなければな らないのは、ハーバマースからすれば、コミュニ ケーション行為を出発点とすることによってはじ めて、生活世界の問題性が問われうるということ なのである。これまですでに検討してきたように、 コミュニケーション行為とは、行為者のあいだでの 妥当性要求の相互承認にもとづく行為だとされて いる。そうしてみると、コミュニケーション行為 は、行為者間の相互了解にもとづく行為だという ことができるわけだけれども、そうした相互了解 がいかにして成立するのかを問題にしていけば、 そうした行為者たちのあいだに共有されている自 明な意味基盤が重要な機能を果たしていることに 目を向けざるをえない39)。ある行為者が他者と意 思疎通しようとするばあい、そうした行為者たち は、共有された意味基盤をそのコンテキストとし て前提にしているのであり、そうした自明な意味 基盤がまったく存在しなければ、意思疎通は成り 立ちえない。E・フッサールやA・シュッツはこう した自明な意味基盤を生活世界とよび、その構成 を問題にしようとした400。そうしてみると、コミ ュニケーション行為を出発点に設定すると、その 論理展開のなかで、必然的に生活世界の問題性に つきあたらざるをえないということができるので あり、その意味において、コミュニケーション行 為への問いは生活世界への問いに直結していると いうことができよう<sup>41)</sup>。

そうだとするならハーバマースは、こうした論 理をつうじて、生活世界論にはコミュニケーショ ン理論的な視座が不可欠の前提となっていること を明示化しているということができる。ハーバマ ースからすれば、目的活動としての行為を出発点 とするかぎり、生活世界の問題性は十全には視野に おさめることができない。というのも、目的活動 としての行為から出発し、外界へのはたらきかけ として行為を理論化しようとするかぎり、当の行 為者によるそうしたはたらきかけにかかわるもの だけが主題化されうるのであり、当の行為者にと って自明なものとみなされる意味基盤は問題とされ えないからである。目的活動としての行為を前提と すれば、当の行為者にとって意識化されうるような 要素(たとえば、手段、目的、価値、結果)は視野にお さめられるけれども<sup>42)</sup>、行為者にとって自明な意味 基盤はまさしく自明であるがゆえに問題とはされえ ない。もちろん、そうした意味基盤も、それが行 為にとっての条件として当の行為者にかかわるこ とがあれば、主題化されうるだろう。けれども、 こうした視角にとどまるかぎり、自明な意味基盤 そのものすなわち生活世界それじたいを主題化す るという視点はみちびかれえない。そうした点か らして、生活世界そのものを主題化しうるために は、コミュニケーション行為理論の視角が不可欠 だとハーバマースはいうのである。ひとびとが意 思疎通をおこなおうとするばあい、自明な意味基 盤が重要な機能をいとなんでいるということがで きる。ひとびとのあいだの意思疎通関係を理論的 な出発点とすれば、生活世界の問題性につきあた らざるをえない。そうしてみると、意思疎通に指 向した行為から出発することによってはじめて、 生活世界の問題性を主題化することができるとい うわけなのであり、その意味において、生活世界 論はコミュニケーション行為理論をその理論的な 前提としているということができる。

ところで、ここで銘記しておかなければならないのは、ハーバマースの理論構成において、コミュニケーション行為と生活世界とが相補的関係にあるものとされているということである<sup>43)</sup>。まず一方において、コミュニケーション行為がいとなまれるためには、自明な意味基盤としての生活世界が存立していなければならない。生活世界は

コミュニケーション行為の資源として役だってい るのであり、そうした資源を利用することによっ てコミュニケーション行為は成立する44)。他方に おいて、生活世界は、コミュニケーション行為に よってのみ再生産される。コミュニケーション行 為は、生活世界を資源として利用するのだが、ま さにそれゆえにこそ、生活世界は再生産されるの だというのである<sup>45)</sup>。コミュニケーション行為 の成立は生活世界を前提にしており、生活世界の 再生産はコミュニケーション行為をつうじてのみ なしとげられる。この意味において、コミュニケ ーション行為と生活世界とは相補的な関係にある というのである。そうしてみると、ハーバマース 社会理論の構成上、コミュニケーション行為理論 と生活世界論とは、それぞれたがいの存在を前提 にしているというべきなのであり、その意味にお いて両者は、密接な関連にあるといわなければな らない。

コミュニケーション行為理論が社会理論として の意義を十分に発揮しうるためには、生活世界論 と接続されなければならないだろう。じっさいの 行為状況におけるコミュニケーション行為のあり 方は、その基盤となっている生活世界のあり方に 大きく左右されるといわなければならない。コミ ュニケーション行為理論は、生活世界論と接続さ れることによって、現代社会のあり方を分析する 理論としてそのポテンシャルを十全に生かしうる ための回路を確保するだろう。他方、コミュニケ ーション行為理論を前提とすることによって、生 活世界論に次のような二つの重要な視点がもたら されることを確認しておこう。すなわち、それは 一つには、流動的視点ないしは再生産論的視点と もいうべきものであり、もう一つには、合理化論 的視点とでもいうべき視点である。さきほどもの べたように、コミュニケーション行為は生活世界 を資源として利用しているのであり、そのことを つうじて生活世界は再生産される。こうした論点 は、生活世界の流動的性格ないしは過程的性格を 強調しているともいうことができよう。生活世界 というものは、さしあたっては行為者たちにとっ て自明な意味基盤として特徴づけられる。さらに、 そうした特徴づけをふまえたうえで、生活世界が コミュニケーション行為をつうじて再生産される

という性格を明示化することによって、そうした 自明な意味基盤そのものすなわち生活世界が変動 する性格をもったものだという論理を明らかにす ることができる。たしかに生活世界は、自明な意 味基盤として機能しているけれども、そうした自 明性はつねに安定したものでありつづけるわけで はない。つねにコミュニケーション行為のなかで 問いなおされる可能性をはらみつつ、再生産され ているのである。もちろん生活世界はそれが生活 世界である以上、その全体が問いなおされその自 明性が完全に崩壊するということは、めったにな い例外的な事態だといわなければならない。しか し、その生活世界の個々の断片にかんしていえば、 つねにその自明性が問いなおされる可能性をはら んでいる。コミュニケーション行為の概念を前提 とすることによって、生活世界は、さしあたって は自明であるが、潜在的には批判可能な意味領域 としてとらえなおすことができるのである。

さらにコミュニケーション行為の概念を前提と することによってはじめて、生活世界の合理化と いう論点を主題化することができる。コミュニケ ーション行為の概念を検討したさいに明らかにし たように、意思疎通の行為にはそれ独自の合理性 の基盤があるということができる。すでに何度も のべてきたように、妥当性要求を相互承認すると いう点に意思疎通の行為の根本的特徴がみいださ れるのであり、しかもそうした相互承認は何らか の強制力によって誘発されたものではなく、あく までも個々の行為者の自発性に依拠しているとこ ろにその特徴がある。まさしくこうした点にハー バマースは、合理性の源泉の一つをみいだしたの であった。そうしたコミュニケーション行為の基 本的な特徴づけをふまえるなら、こうした特徴づ けがより明確にあらわれうる方向へと生活世界が 変動していく過程を生活世界の合理化として特徴 づけることができる。生活世界は、さしあたり行 為者たちにとって自明な意味基盤として特徴づけ られるのだけれども、そうした生活世界の自明さ はそれぞれの社会のあり方におうじて異なってい るということができる。そうした生活世界の自明 性は、いわば規範によってあらかじめ定められて いるばあいもありうるし、そうした規範の拘束力 が弱く、それゆえコミュニケーションによって多

くのことがらを取り決めなければならない可能性をはらんでいるばあいも想定されうる<sup>46)</sup>。前者のばあい、問題化されうる生活世界の領域は小さいが、後者のばあいには、生活世界のなかの問題化される可能性をはらんだ領域は大きい。ハーバマースは、コミュニケーション行為の概念を前提とすることによって、後者のばあいの方がコミュニケーション行為がより純粋な形でその生活世界においていとなまれているとみているのであり、それゆえいわば合理性の高い状態とみなすことができるのである<sup>47)</sup>。しかも、社会の発展過程をみれば、生活世界のなかで問題化される可能性をはらんだ領域が拡大するという傾向は確実にみいだされるのであり、こうした趨勢をハーバマースは生活世界の合理化として特徴づけているのである<sup>48)</sup>。

第4に、コミュニケーション行為の概念を前提 にしてはじめて、コミュニケーション・メディア を整序する視点が獲得されうるということをあげ ておこう。まずハーバマースは、コミュニケーシ ョン行為理論を前提にして、コミュニケーション・ メディアの基本的な機能をみさだめようとする。 ハーバマースからすれば、コミュニケーション・ メディアのもっとも基本的な機能は、コミュニケ ーション行為の負担軽減(Entlastung)という点 にこそみいだされなければならない<sup>49)</sup>。ハーバマ ースによれば、コミュニケーション・メディアは、 言語による意思疎通の支出を縮減し、コンセンサ スの不成立というリスクを軽減し、自我と他我と のあいだの行為整合に役立つという機能を有して いるという。つまりコミュニケーション・メディ アが媒介することによって、自我の申し出を他我 が受け入れるよう促進することができるのであり、 そうした点において言語による意思疎通の負担軽 減をはたし行為整合に役立つというのである。し かも、こうしたコミュニケーション・メディアの 機能が社会的に重要なものとして位置づけられな ければならない背景として、さきにみた生活世界 の合理化という過程がみいだされることを確認し ておかなければならない。ひとびとのあいだでい となまれる日常のコミュニケーションは、生活世 界をコンテキストとしており、そうした生活世界 を資源として利用することをつうじて成り立って いる。つまり自我と他我とのあいだの行為整合は、

そうした生活世界を基盤とし、言語による意思疎 通をつうじて、なしとげられているのである。そ うした点に注目するなら、生活世界は、間主観的 に自明なものとして受け入れられることをつうじ て、コンセンサスの前貸しとでもいうべき機能を はたしているのであり、ひとびとは多かれ少なか れそうしたコンセンサスの前貸しを利用して意思 疎通をはかっているということができる<sup>50)</sup>。とこ ろで、社会が発展するその過程のなかで、動機や 価値の一般化が進行し、無問題的なものの領域が 収縮する。そうしたばあい、コミュニケーション 行為をいとなむ行為者たちは、生活世界によるそ うしたコンセンサスの前貸しを素朴に前提とする ことができなくなり、それゆえに自分たちじしん による解釈のはたらきに依拠しなければならなく なる。そのことによって同時に、意思疎通の支出 は増大し、コンセンサスの不成立というリスクも 増大する51)。だがこのことは他面において、言語 による意思疎通のもつ重要性が高まっているとい うことをも意味しており、つまりは批判可能な妥当 性要求の間主観的な承認に依拠するという意思疎 通の基本的性格がより明瞭なものとして浮かび上 がってきたということをさししめしてもいる。す でにみたように、言語による意思疎通をつうじた 了解の達成というものは、あくまでも関与する個 々の行為者たちによる自発的な承認にもとづくと いう点にその基本的な特徴があり、何らかの強制 力や不透明さにもとづくものではないという点に おいて、合理的であるとハーバマースはみなして いる。言語による意思疎通というものには、基本 的にこうした特徴がみられるのだけれども、生活 世界がその自明で無問題的な性格を強固にもって いるばあい、そうした合理性はポテンシャルにと どまっているのであり、当の生活世界のなかで言 語による意思疎通の重要性が増すということは、 そうした合理性のポテンシャルがときはなたれ、 現実化するということにほかならない。ハーバマ ースは、まさしくこうした過程を生活世界の合理 化として特徴づけているのである。だが、その半面 において、こうした生活世界の合理化過程は、意思疎 通の必要を上昇させ、解釈の支出を増大させ、コン センサスの不成立のリスクを拡大する。生活世界 の合理化の過程は、意思疎通に過大な負担を強い

ることになるのであり、こうした負担を軽減する機能をコミュニケーション・メディアは担っているということができるのである。

コミュニケーション・メディアの基本的機能に かんするこうした認識をふまえ、ハーバマースは、 コミュニケーション・メディアをその性格からし て二種類に分類すべきだと主張する。すなわち、 言語による意思疎通を濃縮するコミュニケーショ ン・メディアと言語による意思疎通にとってかわ るコミュニケーション・メディアの二つにコミュ ニケーション・メディアは分類されなければなら ないというのである<sup>52)</sup>。前者の例としてハーバマ ースがあげているのは、専門的声望(fachliche Reputation) や価値コミットメントないしは道徳 的・実践的リーダーシップであり、ハーバマース はそれらを一般化された形式のコミュニケーショ ンだと特徴づけている<sup>53)</sup>。それにたいして後者の 例としてハーバマースがあげているのは、貨幣と 権力である<sup>54)</sup>。ここでまず確認しておかなければ ならないのは、こうした分類の前提になっている のがコミュニケーション行為の概念だということ であり、コミュニケーション行為の基本的特質に かんする分析をふまえてこうした分類が根拠づけ られているということである。まず前者のばあい、 そうしたメディアは、コミュニケーション行為に とってかわるものではなく、コミュニケーション 行為を促進するものとして位置づけられていると いうことができる。このばあい、たしかにそうし たメディアが媒介することをつうじて行為整合は なしとげられているのであり、その意味において、 言語による意思疎通の負担軽減がはかられている。 しかしこの種のメディアは、妥当性要求の呈示と 承認という過程をいわば第一審級においてのみ軽 減しているにすぎないという点にその特徴がみい だされる<sup>55)</sup>。というのも、これらのメディアはそ れじたい言語によるコンセンサス形成を利用しな ければならず、それゆえこれらのメディアは生活 世界の文脈から切り離されえないからである<sup>56)</sup>。 たとえば専門的声望がメディアとして機能すれば、 自我の申し出がそうしたメディアにもとづいてい るばあい、それを受け入れるよう他我をうながす ことができるのであり、そのかぎりにおいてこの メディアは行為整合に役立つことができる。とこ

ろで、このばあい他我が自我の申し出を受け入れ たのは、自我の申し出の背後にある何らかの強制 力によるものではなく、専門的声望にもとづく自 我の申し出を信用したからにほかならない。とこ ろで専門的声望というものは言語によるコンセン サス形成に依拠しており、当の生活世界の文脈に 埋め込まれている。だからこそ専門的声望は信用 をうることができるのであり、行為整合の力をも つことができる。さて、メディアとしての専門的 声望がそうした特徴をもつ以上、そうした専門的 声望の根拠を問うことができるのであり、つまり はそうしたコミュニケーション・メディアを媒介 としておこなわれる行為整合のあり方には疑いを さしはさむことも可能だということができる。そ うしたばあいには、言語による意思疎通の場面にひ きもどされ、そこで潜在的にかかげられていた妥当 性要求の妥当性いかんが主題化され、行為整合の あり方の妥当性が検討されることとなる。そうし てみると、この種のコミュニケーション・メディ アのもつ行為整合の力は、究極的には妥当性要求 の相互承認から引きだされているということがで きるのであり、そのかぎりにおいて、この種のメ ディアに媒介された行為は、コミュニケーション 行為と同一の構造を有しているといわなければな らない。つまりこの種のコミュニケーション・メ ディアは、意思疎通過程をいわば濃縮しているに すぎず、決して意思疎通過程にとってかわってい るのではない。この種のメディアに媒介された行 為は、さしあたっては妥当性要求の吟味にはさら されないけれども、潜在的には批判可能だという 点にその特徴をみいだせよう。

これにたいして、後者のコミュニケーション・メディアすなわち貨幣メディアと権力メディアのばあい、いわばコミュニケーション行為にとってかわっているというところにその特徴があるとされている<sup>57)</sup>。つまりこれらのメディアは、言語による意思疎通過程を回避して、他の相互行為参与者の決定へと影響力行使をおこなうことを可能としているのである。その意味において、貨幣メディアと権力メディアは、行為整合の場面において、そのさい注目しておかなければならないのは、このばあい、行為整合は言語によるコンセンサス形成

の過程から切り離されているのであり、それゆえ そこでの行為整合のあり方を言語による意思疎通 過程にひきもどすことができないということであ る。ここでの行為整合のあり方は、妥当性要求の 相互承認にもとづいてはいない。つまり、貨幣メ ディアや権力メディアに媒介された申し出をひと びとが受け入れるのは、そうした申し出の妥当性 を承認しているわけでは決してないのである。そ うしたメディアは、その背後にある正負いずれか のサンクションのポテンシャルによって裏うちさ れており、そのことをみてとることによって、こ れらのメディアによって媒介された申し出が受け 入れられることになるわけである。そうしてみる と、この種のコミュニケーション・メディアのも つ行為整合の力は、当の意思疎通過程をこえた連 関、つまりは経済システムや国家行政システムか ら生み出されているというべきなのであり、意思 疎通過程に内在する妥当性要求の相互承認から生 み出されているのでは決してない。そうだとする なら、この種のコミュニケーション・メディアに 媒介された行為整合のあり方に疑問をさしはさむ ことは不可能だといわなければならない。つまり、 貨幣メディアや権力メディアに媒介された行為は、 批判不可能だというところにその基本的特徴がみ いだされるのであり、その点からして、それらの 行為はコミュニケーション行為ではなく戦略的行 為の一種として位置づけることができる。この種 のメディアは、言語による意思疎通過程を濃縮す るのではなく、それに完全にとってかわっている という点にその特徴がみられるのであり、そうし た点に着目するなら、貨幣メディアと権力メディ アは、脱言語化されたコントロール・メディアと して位置づけられる。

こうした分析をふまえて、ハーバマースは、T・パーソンズによるコミュニケーション・メディア論にたいしても批判的な検討をくわえようとする。パーソンズは社会システム・レヴェルのコミュニケーション・メディアとして、貨幣、権力、影響力および価値コミュットメントの四つをあげているが<sup>58)</sup>、これら四つのメディアもまた二種類に分割されなければならないというのである。つまりさきの分類にしたがえば、影響力と価値コミットメントが言語による意思疎通を濃縮するコミュニ

ケーション・メディアにあたり、貨幣と権力が、 言語による意思疎通にとってかわるコミュニケー ション・メディアにあたるというわけである59)。 ハーバマースは、このように「メディアの二元論」 を提起するわけであるが<sup>60)</sup>、それはたんにメディ アを二つに分類しなければならないという主張に とどまるものではない。ハーバマースは、メディ アの二元論を提起することをつうじて、メディア というものの基本的特質はどのように把握される べきかという基本的論点を問題にしようとしてい るのであり、そうした観点からパーソンズのメデ ィア論を批判的に摂取しようとしているのである。 ハーバマースによるこうした論議は、言語による 意思疎通過程の特徴をみさだめ、その特徴を原点 として論理展開することによってのみ確認されう るといわなければならない。ハーバマースからす れば、言語による意思疎通過程の基本的特徴をみ うしなっているという点にこそパースンズ社会理 論の決定的な問題点があるということになるので あり、だからこそメディアを分析するにあたって も、あくまでも戦略的な影響力行使を基本とした サンクション図式に拘泥せざるをえず、それゆえ にメディアのもつ非対称性に目を向けることがで きなかったというのである<sup>61)</sup>。

さらに第5には、コミュニケーション行為理論 を出発点とすることによって、生活世界とシステ ムというハーバマースの二層的な社会概念が構築 されているという点をあげておきたい。ハーバマ ースは、社会を生活世界とシステムとからなる二 層的なものとしてとらえるべきことを提唱してい る<sup>62)</sup>。 つまり、ハーバマースからすると、日常的 な意味的世界としての生活世界と、そこから自立 化し物象化した行為連関としてのシステムとから、 社会は成り立っているというのである<sup>63)</sup>。このよ うにハーバマースは、生活世界から自立化し物象 化した行為連関としてシステムというものを位 置づけるという視点をしめしているのだが、ここ でまず確認しておきたいのは、コミュニケーショ ン行為から出発し、生活世界の基本的な特質をみ さだめ、生活世界とは質的に異なる行為連関とし てシステムを特徴づけるという理論戦略をハーバ マースが採用しているということである。すでに 検討したコミュニケーション・メディアについて

の認識をふまえるなら、システムとは、貨幣や権 力といった脱言語化されたコントロール・メディ アに媒介され、自立化した行為連関としてとらえ なおすことができる。ハーバマースは、そうした システムというものの基本的特徴として、規範に 左右されない(normfrei)という点を指摘してい るが<sup>64)</sup>、この点において、生活世界とシステムと は質的にまったく異なった行為連関としてつかみ だされているということができよう。さきにのべ たように、コミュニケーション行為の概念を前提 とし、生活世界とコミュニケーション行為とを相 補的なものとして位置づけるなら、潜在的には批 判可能な行為領域として生活世界というものの基 本的特徴を押さえることができる。さらに、生活 世界のこの基本的特徴をふまえたうえで、それと まったく対照的なものとして、規範に左右されな いというシステムの基本的特徴がつかみだされて いる。そうだとするなら、生活世界にかんする認 識をふまえることによってはじめて、システムと いうものの基本的特質が明瞭にとらえられうるこ とになるのであり、生活世界とシステムとが対照 的なものとして把握されうるということになるの である。さらには、そうした把握を前提とするこ とによってはじめて、システムの複合性の増大と 生活世界の合理化とを峻別するという視点がしめ されることになる<sup>65)</sup>。

こうした検討をふまえるなら、生活世界とシス テムという区分がたんなる領域的な二分法ではな いということをあらためて確認することができよ う。ハーバマースの理論においては、生活世界と システムとはあくまでも質的に異なった行為連関 として位置づけられているのであり、特定の行為 領域をまさしく領域的にシステムと生活世界のそ れぞれに割りあてるということは、すくなくとも かれの究極の目的ではない。たとえば経済と政治 はシステムであり、家族と公共圏(Öffentlichkeit) は生活世界にあたるといういい方は、もちろん可 能だろう66)。具体的な表象として思い浮かべるべ きものを列挙したという意味であるなら、そうした 表現はまったく適切なものだとさえいうことができ る。しかし、そうした言明を、何か実体的な領域をシ ステムと生活世界に割りあてるという思考法を表明 したものとして図式論的にのみ解釈するとすれば67)、 それは、ハーバマースの本意に反するにちがいな い。ここであくまでも重要なのは、ハーバマース は生活世界とシステムとを質的に異なった行為連 関として特徴づけているということである。生活世 界とシステムとの区分は、領域的で静態的な二分 法では決してない。ハーバマースは、コミュニケ ーション行為の概念を前提にして、生活世界をい わば潜在的には批判可能な行為領域としてとらえ なおすことができたし、生活世界にかんするそう した把握を前提として、生活世界とはまったく水 準を異にする物象化した行為連関としてシステム をとらえなおすことができた。つまり、ハーバマ ースからするなら、コミュニケーション行為から 出発することによってはじめて、生活世界とシス テムという二層的な社会概念がたんなる領域的な 二分法ではなく、明瞭な差異をしめしつつ連関し ていることを明らかにすることができるのであ る<sup>68)</sup>。

そうしてみると、ハーバマースは、こうした論 理をつうじて、システムとしてとらえるべきもの は何かを明示化しているということができよう。 ハーバマースの論理にしたがうなら、システム概 念を社会理論のなかに位置づけそれを生かしてい こうとすれば、すべての行為領域をシステムとし てとらえるべきではなく、もっぱら生活世界から 自立化し物象化した行為連関にのみシステム概念 の適用を限定すべきだということになる。この視 点は、社会科学的認識におけるシステム理論の限 定性をしめすとともに、システム理論の必然性を もしめしている<sup>69)</sup>。現代社会においては、物象化 した行為関連がじっさいに成立しているというのが ハーバマースの基本認識であり、だからこそそれを つかまえるためにはシステム理論は不可欠だという のが、ハーバマースの理論戦略なのである。だがそ のさい、このハーバマースの論理において留意され なければならないのは、システム概念は、生活世界に かんする認識をその根本前提にしているということ なのである。これまでの検討をふまえるなら、シ ステムというものの認識は、コミュニケーション 行為理論を前提とし、生活世界論をふまえること によってのみ的確なものとして位置づけられうる。 そうだとするなら、システム理論はシステム理論 だけでは自立しえないのであり、システム理論は

そのメタ理論として生活世界論ないしは行為理論 をその不可欠の構成要素としているということが できる<sup>70)</sup>。

そして第6には、これまでのこうした概念設定 にもとづいて、現代社会の時代診断がくだされて いるということに留意しておきたい。ハーバマー スは、現代社会のはらむ病理現象の根源を「シス テムによる生活世界の内部植民地化」として特徴 づけている。ハーバマースからすれば、生活世界の 合理化がシステムの自立化を可能とし、システム がその独自の論理にもとづいて運行しうるように なった。そのようにして、システムの複合性が上 昇していったのだが、現代社会においては、その システムが過度に肥大化し、生活世界をシステム の自己再生産の論理にしたがわせようとする。こ うした事態を念頭において、システムが生活世界 を植民地化しようとしているとハーバマースはい うのだが<sup>71)</sup>、さらにこうした植民地化によって、 生活世界の再生産に障害が引き起こされるのであ り、そうした再生産障害の結果として、意味喪失、 アノミーおよび精神障害といった病理現象が生み だされるのだというのである。生活世界のシンボ ル構造の再生産はコミュニケーション行為をつう じてのみなしとげられる<sup>72)</sup>。そうした意味領域に 国家行政システムや経済システムが介入し、シス テムの論理に生活世界をしたがわせようとするこ とによって、現代社会の病理現象は引き起こされ ている73)。もちろん、生活世界の内部植民地化と いうテーゼは、それじたいとしてはいぜんとして 高度に抽象的なレヴェルにとどまっているといわ なければならず<sup>74)</sup>、具体的な社会現象を分析しう るためには、いくつかの理論的な媒介項を必要と するにちがいない。だが、そうだとしても、ここ でハーバマースは現代社会の複合的な諸現象を解 析するための基本的な視座を呈示しているのであ り、その点については、十分に評価をしておかな ければならない。ハーバマースは、このようにし て獲得したパースペクティヴを、さまざまな局面 での現代社会認識に生かそうとしている75)。この ようにして、コミュニケーション行為理論を原点 とし、生活世界とシステムとからなる二層的なも のとして現代社会をとらえ、現代社会における生 活世界とシステムとの関係のあり方をシステムに

よる生活世界の内部植民化として特徴づけること によって、ハーバマースは、現代社会のさまざま な現象を分析する道筋を明示化したといえよう。

そして最後に、これまで指摘してきたような点 はすべて、コミュニケーション行為を出発点とす ることによってはじめて可能となっているという ことをあらためて確認しておきたい。そうした意 味において、コミュニケーション行為理論がハー バマース社会理論の基礎視角として機能している ということは、十分に強調しておかなければなら ない。これまでの検討をふまえるなら、ハーバマ ースの社会理論は、コミュニケーション行為理論 を基礎視角とし、一貫した論理構成のもとに組み立 てられているということができる。そうだとするな ら、ハーバマースの理論を理解するにあたっては、 かれの理論をつらぬく論理構造こそがつかみださ れなければならないのであり、その論理構造にて らして、ハーバマース理論のそれぞれの箇所が読 みとられなければならないだろう。さらに、そ うした視座は、ハーバマースの社会理論を批判的 に検討するばあいにも生かしておく必要がある。 ハーバマース社会理論が一貫した論理構造を有し ている以上、そうした論理構造を無視することは 適切ではない。

本稿においてわれわれは、できるかぎりハーバ マースじしんの論理にそくして、コミュニケーシ ョン行為理論の論理構造をつかみだすようこころ みてきた。いっけんすると、こうした作業はハー バマース理論の細かな字句解釈にのみ拘泥し、ハ ーバマース理論の現代社会理論としての問題性を みうしなったものともみなされよう。ハーバマー スはシステムによる生活世界の内部植民地化とい うテーゼを提起し、現代社会にたいする時代診断 をくだそうとしている。そうしたアクチュアルな 問題にたいするハーバマース理論の射程をみさだ め、ハーバマース理論の現代社会理論としての意 義いかんを解明することこそ、ハーバマース研究 においてもっとも重大な課題ではないのか。だと するなら、そうした課題の解明に、理論の基礎的 な水準におけるこうした研究は何ら貢献していな いのではないか。こうした疑念もまた、考えられ うることだろう。だが、われわれとしては、ハー バマース理論のアクチュアリティをみさだめ、そ

れを生かすためにこそ、こうした検討作業が不可欠だということを強調しておきたい<sup>76)</sup>。ハーバマースは、基礎概念の設定から現代社会の時代診断にいたるまで一貫したパースペクティヴによって論理を組み立てているのであり、その原点に位置しているのがコミュニケーション行為理論なのである。それゆえ、ハーバマースの社会理論を理解し、そのアクチュアリティを生かしていくためには、コミュニケーション行為理論を検討し、その論理構造をつかみだすという作業が不可欠だということができるだろう。(ながい あきら 講師)(1993、9、28受理)

#### 註

- 1) Vgl. J. Habermas, "Erläuterungen zum Begriff des kommunikativen Handelns", in *Vorstudien und Ergänzungen zum Theorie des kommunikativen Handelns*, Frankfurt am Main, 1984, S. 573-575. (以下 VE と略記)。
- 2) J. Habermas, Theorie des kommunikativen Handelns, Band I, Frankfurt am Main, 1981, S. 414. (以下 TKH と略記)。藤沢他訳『コミュニケーション的行 為の理論』(中)、未来社、1986年、50頁。
- 3) TKH, I, S. 150. 平井他訳『コミュニケーション的 行為の理論』(上)、未来社、1985年、150頁。VE, S. 588.
- 4)ハーバマースは、1973年に公刊された論文「真理論」において、これら三つの妥当性要求にくわえて理解可能性(Verständlichkeit)をも主要な妥当性要求の一つとしてあげ、そうした四つの妥当性要求を等根源的(gleichursprünglich)なものとして位置づけるという視点をしめしていた。つまり、理解可能性も含めた四つの妥当性要求は、他のいずれの妥当性要求にも還元されえず、そのかぎりにおいて、同等に取り扱われるべきものとされたのである(J. Habermas, "Wahrheitstheorien", in H. Fahrenbach (Hg.), Wirklichkeit und Reflexion, Pfullingen, 1973, S. 220.)。

話し手は、意思疎通に指向して発言をおこなうば あい、真理性要求、正当性要求および誠実性要求と いう三つの妥当性要求にくわえ、理解可能性にかん する妥当性要求をも呈示している。つまり意思疎通 に指向した話し手は、自分の発言における命題内容 の意味を理解可能なものとしなければならないのであり、自分の発言が理解可能だとする要求をおこなっているということができる。ここでいう理解可能性の要求とは、具体的には、正しい発音にもとづき、文法的に正しく、意味論的に適切な発言をおこなっているとする要求のことだが、もし話し手の発言が理解可能なものとなっていないばあいには、聞き手はその発言の理解可能性に異議をとなえ、「あなたは何をいおうとしているのですか」とたずねることができるというのである(Ibid., S. 220f.)。

だが、ハーバマースはその同じ論文のなかで、理 解可能性にかんする妥当性要求は他の三つの妥当性 要求とは性格を異にするものだという指摘をおこな っている。すなわち、理解可能性以外の三つの妥当 性要求は、コミュニケーションの成立を前提とし、 そのなかではじめてかかげられることになるのであ り、そうした成立したコミュニケーションのなかで はじめて問題化されうる可能性をはらむものとなる。 それにたいして理解可能性の要求は、コミュニケー ションの成立そのものにかかわるものであり、コミ ュニケーションが成立してしまえば、その要求は事 実においてすでに履行されてしまっているというこ とができる。そうしてみると、ハーバマースからす れば、真理性要求、正当性要求および誠実性要求と いう三つの要求は、コミュニケーションのなかでか かげられる妥当性要求ということができるけれども、 理解可能性はむしろコミュニケーションが成立する ための前提条件にかかわる要求であり、コミュニケ ーションのなかでかかげられる要求ということがで きない。このように「真理論」においては、妥当性 要求として、まずはじめに理解可能性も含めた四つ の要求を呈示しながらも、理解可能性の要求は、む しろコミュニケーションの前提条件にかかわるもの として他の三つのものとは区別すべきものとされて いるのであり、コミュニケーションのなかで取り上 げられる妥当性要求としては、真理性、正当性およ び誠実性という三つのものだけが取り扱われるべき だとする主張をおこなうのである(Ibid., S. 222.)。

こうした基本的視座が、ここでの妥当性要求にかんする分類にも継承されているということができる。 つまり『コミュニケーション行為の理論』においては、真理性要求、正当性要求および誠実性要求という三つのものが妥当性要求の基本的な下位類型とさ れているのであり、理解可能性はコミュニケーションそのものの条件にかかわるものとして、これら三つの妥当性要求とは論理水準を異にするものと位置づけられているといえよう (Vgl. TKH, I, S. 401, 416. 邦訳 (中)、37、52頁)。

- 5) TKH, I, S. 149, II, S. 183f. 邦訳(上)、150頁。丸 山他訳『コミュニケーション的行為の理論』(下)、 未来社、1987年、18-19頁。
- 6) TKH, I, S. 116, 123. 邦訳(上)、122、128-129頁。 VE, S. 584f.
- 7) TKH, I, S. 126. 邦訳(上)、131頁。
- 8) TKH, I, S. 123f, II, S. 191f. 邦訳(上)、129頁、 (下)、27-28頁。VE, S. 589.
- 9) TKH, II, S. 203f. 邦訳(下)、38-40項。
- 10) TKH, I, S. 411. 邦訳(中)、47頁。
- 11) TKH, I, S. 411f. 邦訳(中)、47-48頁。
- 12) TKH, I, S. 412. 邦訳(中)、48頁。
- 13) TKH, I, S. 414. 邦訳(中)、50頁。
- 14) TKH, I, S. 414. 邦訳(中)、50頁。
- 15) TKH, I, S. 437. 邦訳(中)、72頁。
- 16) 佐藤慶幸氏や尾関周二氏は、この点にかんしてハ ーバマースの理論展開には不整合な点があるとみな している。まず佐藤氏によれば、ハーバマースは一 方においてコミュニケーション行為という用語を意 思疎通に指向した行為いっぱんを指すものとしてい るのにたいし、他方においては、規範に規制された 行為やドラマトゥルギカルな行為と対比される行為 (その意味において佐藤氏によれば「対話的行為」と 表現すべき行為)を指すものとしており、この点に おいてハーバマースの理論は混乱をきたしていると いう(佐藤慶幸『ウェーバーからハバーマスへ』世 界書院、1986年、113、136-139頁)。 また尾関氏も、 佐藤氏の指摘を受けて、基本的な行為類型を説明す るにあたってはコミュニケーション行為を規範に規 制された行為やドラマトゥルギカルな行為と同列に 扱っているのに (Vgl. TKH, I, S.126-128. 邦訳(上)、 132-133頁)、言語に媒介された相互行為の純粋型 を取り扱う局面になると(Vgl. TKH, I, S. 437-439. 邦訳(中)、72-73頁)、規範に規制された行為やドラ マトゥルギカルな行為と対比されるべきところにコ ミュニケーション行為が見当らないと、疑問を提起 している(尾関周二『言語的コミュニケーションと 労働の弁証法』大月書店、1989年、121-122頁)。し

かし、本稿でこれまで明らかにしてきたように、ハ ーバマースの理論を綿密に検討するなら、ハーバマ ースは意思疎通に指向した行為いっぱんをコミュニ ケーション行為と規定しているのであり、目的活動 には還元されえないコミュニケーション行為の論理 構造こそを明示化しようとしたのであった。そうし た分析のなかからハーバマースは、妥当性要求の呈 示と相互承認という過程をコミュニケーション行為 の基本的な特質としてつかみだしたのであり、そこ で獲得された視座から、コミュニケーション行為の 下位類型が構築されることになる。したがって、コ ミュニケーション行為理論においては、そうした論 理構造のもとに、規範に規制された行為やドラマト ゥルギカルな行為も、コミュニケーション行為の下 位類型として位置づけられることになるのである。 ハーバマースの理論展開を理解するにあたって重要 なのは、このような論理構造であると思われる。

- 17) TKH, I, S. 437f. 邦訳(中)、72-73頁。
- 18) TKH, I, S. 405f. 邦訳(中)、41-42頁。
- 19) TKH, I, S. 406f. 邦訳(中)、42-43頁。
- 20) TKH, I, S. 436. 邦訳(中)、71頁。
- 21) TKH, I, S. 407f. 邦訳(中)、43-44頁。
- 22) TKH, I, S. 447. 邦訳(中)、79頁。
- 23) TKH, I, S. 447. 邦訳(中)、79-80頁。
- 24) こうした点においても、われわれは佐藤慶幸氏と 見解を異にしている。佐藤氏の考え方にしたがえば、 ハーバマースの kommunikatives Handeln の核心 は、その「対話的行為」と訳出すべき側面にこそみ いださなければならない。氏によれば、対話的行為 の概念には、「命題の真理性要求、規範の妥当性要求、 そして体験あるいは主観の真実性要求が、言語を媒 介とする他者との直接的な『対話』において、その妥 当性をめぐって討議され、相互主観的な諒解に達す れば、それが行為調整のメカニズムとして作用する ことが含意されていた」という(佐藤、前掲書、136-137頁)。そうしてみると佐藤氏は、行為者じしんが 妥当性要求を主題化し、討議をおこない、それによ って合意に到達する過程をことのほか重視している のであり、そうした行為のあり方を『コミュニケー ション行為の理論』のなかから読みとろうとしてい るといえよう。しかもそのさい佐藤氏は、そうした 行為の意義を kommunikatives Handeln の概念に よってハーバマースじしんが主張している、として

いるのである(この点については、佐藤慶幸『生活世界と対話の理論』文真堂、1991年、188頁、注(6)、をも参照されたい)。だが、すでに明らかにしてきたように、ハーバマースのいうコミュニケーション行為においては、妥当性要求が主題化される必要はないのであり、ハーバマースの理論においては、妥当性要求そのものを主題化する討議とコミュニケーション行為とは、明確に区別されているのである。

たしかに佐藤氏も、最近の論考においては、「日常の自明性にもとづくコミュニケーション的行為と発話内容の妥当性をめぐってのディスクルスを行う対話的行為とを区別しなければならない」(佐藤、同書、264頁)とのべ、コミュニケーション行為と討議との概念上の区別に注意を払っている。だが、そうであっても、kommunikatives Handelnの概念をめぐってハーバマースじしんに不明確な点があるとする主張については、堅持しつづけているように思われる(この点については、佐藤、同書、270頁、注28、を参照)。

こうした論点を取り扱うにあたって強調しておき たいのは、次のような点である。すなわち、こうし た論点は、たんにハーバマース理論における概念解 釈のいかんをめぐる問題にとどまるものではなく、 ハーバマース理論のアクチュアリティをどこに求め るかという問題にもかかわってくる、という点であ る。佐藤氏がハーバマース理論のなかからやや強引 に「対話的行為」の概念を読みとり、そのインプリ ケーションを強調しているのも、そうした点にこそ ハーバマース理論のアクチュアリティをみいだしう ると考えているからであろう。佐藤氏は、自由な諸 個人の形成するアソシエーションに注目することに よって現代社会のあり方をみなおそうとしている。 そうした課題意識があるからこそ、そうしたこころ みを基礎づけるものとして、ハーバマース理論のな かから「対話的行為」という概念を取りだそうとし た、ということができよう(この点については、佐 藤『ウェーバーからハーバマースへ』5-25頁、を参 照)。

ここでは詳説することができないが、われわれからすると、氏が構想するのとはちがった方向にハーバマース理論のアクチュアリティを求めることもできるように思われる。むしろハーバマースは、自覚的な主体にのみ着目するのではなく、日常的な行為

連鎖のあり方に注目し、そのなかから批判可能な妥当性要求の呈示と承認という過程を読みとることをつうじて、ひとびとの日常的なコミュニケーションが生活世界の合理化をもたらすという論理を探究しようとしている、ということもできるだろう。こうした論点については、機会をあらためて検討を深めていくことにしたい。

- 25) VE, S. 571.
- 26) VE, S. 576f.
- 27) VE, S. 574f.
- 28) TKH, II, S. 193f. 邦訳(下)、29頁。
- 29) Vgl. TKH, I, S. 383f. 邦訳(中)、21頁。
- 30) TKH, I, S. 384f. 邦訳(中)、21-22頁。
- 31) TKH, I, S. 447. 邦訳(中)、79頁。
- 32) TKH, I, S. 446f. 邦訳(中)、79頁。
- 33) TKH, I, S. 114. 邦訳(上)、120-121頁。
- 34) TKH, I, S. 37. 邦訳(上)、42頁。
- 35) TKH, I, S. 386f. 邦訳(中)、23-24頁。
- 36) TKH, I, S. 446-449. 邦訳(中)、78-81頁。
- 37) TKH, I, S. 28. 邦訳(上)、33頁。
- 38) TKH, I, S. 461-474, 489-518. 邦訳(中)、100-113、 130-155頁。いうまでもなくここでのこうした表現は、ホルクハイマーとアドルノにたいするハーバマースによるそうした解釈に依拠している。ハーバマースによるそうした解釈の方向性に依拠したのでは、ホルクハイマーとアドルノの理論からそのポテンシャルをくみだせないのではないか。そうした問題提起については、次の論考を参照。徳永恂「アドルノ 対 ハバーマス?」(徳永恂編『フランクフルト学派再考』弘文堂、1989年)。ホルクハイマーとアドルノにたいするハーバマースの解釈が有する問題性については、機会をあらためて検討をくわえてみることにしたい。
- 39) TKH, I, S. 449. 邦訳(中)、81頁。
- 40) E. Husserl, Die Krisis der europäischen Wissenschaften und die transzendentale Phänomenologie, Husseliana Bd. VI, The Hague, 1954. 細谷・木田訳『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』中央公論社、1974年。A. Schütz, Der sinnhafte Aufbau der sozialen Welt, Wien, 1932. 佐藤嘉一訳『社会的世界の意味構成』木鐸社、1982年。A. Schütz und Th. Luckmann, Strukturen der Lebenswelt, Frankfurt am Main, 1979. シュッツが1932年に公刊した『社会的世界の意味構成』には、生活世界という用語は

まだ登場していないけれども、実質的には生活世界 論が展開されているとみることができる。

- 41) TKH, I, S. 451f. 邦訳(中)、83-84頁。
- 42) TKH, I, S. 384f. 邦訳(中)、21-22頁。
- 43) TKH, II, S. 182. 邦訳(下)、17頁。
- 44) TKH. II. S. 203f. 邦訳(下)、38-39頁。
- 45) TKH, II, S. 208f. 邦訳(下)、43-44頁。
- 46) TKH, II, S. 203. 邦訳(下)、38頁。
- 47) TKH, II, S. 218f. 邦訳(下)、52-53頁。
- 48) TKH, II. S. 267-269. 邦訳(下)、100-102頁。
- 49) TKH, II, S. 269f. 邦訳(下)、102-103頁。
- 50) TKH. II. S. 272. 邦訳(下)、105頁。
- 51) TKH, II, S. 272. 邦訳(下)、105頁。
- 52) TKH, II, S. 269f. 邦訳(下)、103頁。
- 53) TKH, II, S. 272. 邦訳(下)、105頁。
- 54) TKH, II, S. 272. 邦訳(下)、105頁。
- 55) TKH, II, S. 275. 邦訳(下)、108頁。
- 56) TKH, II, S. 273. 邦訳(下)、106頁。
- 57) TKH, II, S. 273. 邦訳(下)、105-106頁。
- 58) T. Parsons, Sociological Theory and Modern Society, New York, 1967, pp.297-382.
- 59) TKH, II, S. 412. 邦訳(下)、246-247頁。
- 60) TKH, II, S. 419. 邦訳(下)、253-254頁。
- 61) TKH, II, S. 414-417. 邦訳(下)、248-251頁。
- 62) TKH, I, S.8. 邦訳(下)、16頁。
- 63) TKH, II, S. 225-228. 邦訳(下)、59-61頁。
- 64) TKH, II, S. 226. 邦訳(下)、59頁。
- 65) この視点は、ウェーバーによるモデルネの理論を 再検討するための基本的視座になるとともに(TKH, II, S. 449f. 邦訳(下)、286-287頁)、アクチュアルな 問題にかんするハーバマースの論議を方向づけても いる(Vgl. TKH, I, S. 9f. 邦訳(上)、18頁)。
- 66) たしかにそうした記述は、ハーバマースじしんもおこなっている。たとえば、次の箇所を参照されたい。TKH, II, S. 471-477. 邦訳(下)、308-313頁。
- 67) こうした形でのハーバマース解釈をしめしている 論考としては、次のものを参照されたい。J. Berger, "Die Versprachlichung des Sakralen und die Entsprachlichung der Ökonomie", Zeitschrift für Soziologie, Jg. 11, Heft 4, 1982. A. Honneth, Kritik der Macht, Frankfurt am Main, 1989. 河上倫逸監訳『権力の批判』法政大学出版局、1992年。 ベルガーは、そうした解釈を前提にしたうえで、

システムが生活世界を植民地化するという事態だけでなく、その逆の現象もまた考えられうるのだとする。すなわちベルガーは、労働のヒューマニズム化や経済の民主化といった事態をひきあいにだし、そうした事態は、コミュニケーション合理性がシステムの領域へと侵入したこととして解釈されうるのだというのである(Berger, a. a. O., S. 363.)。他方、ホネットもまた、ベルガーとほぼ同様の問題構成のもとに、ハーバマースを批判している(Honneth, a. a. O., S. 327-334. 邦訳、375-389頁)。こうしたハーバマース批判についての詳細な検討は、別の機会にあらためておこなうこととしよう。

- 68) こうした方向性でのハーバマース解釈の可能性を 示唆している論文として、以下のものをも参照され たい。栗岡幹英「生活世界とシステム・再考ーハー バーマスの非実体化的解釈のためにー」(『ソシオロ ジ』第35巻3号、社会学研究会、1991年)。水上英徳 「ハーバーマス社会理論における『生活世界』と『シ ステム』ー『二層の社会概念』の再検討ー」(『社会学 年報』第22号、東北社会学会、1993年)。
- 69) TKH, II, S. 180. 邦訳(下)、16頁。
- 70) TKH, II, S. 229. 邦訳(下)、66頁。
- 71) TKH, II, S. 522f. 邦訳(下)、358-359頁。
- 72) TKH、II、S. 212-216. 邦訳(下)、48-51頁。
- 73) TKH, II, S. 565-567. 邦訳(下)、402-404頁。
- 74) TKH, II, S. 523. 邦訳(下)、359頁。
- 75) たとえば、家族(TKH, II, S. 567-571. 邦訳(下)、404-407頁)、マス・メディア(TKH, II, S.571-575. 邦訳(下)、407-411頁)、社会運動(TKH, II, S.575-583. 邦訳(下)、411-418頁)といった主題が、こうした視座のもとに論じられることになる。
- 76) もちろん、ここでこのように論じているからといって、現代社会の時代診断にかんする論点が重要でないなどというわけでは、決してない。たとえば、山之内靖氏は、ハーバマースの理論には「歴史世界と自然世界の非言語的交流というモーメントが欠けている」とし、ハーバマースの時代診断が有する限界性を手きびしく批判している(山之内靖「システム社会と歴史の終焉」『岩波講座 社会科学の方法 [I] ゆらぎのなかの社会科学』岩波書店、1993年、51頁)、ハーバマースの時代診断にかんする問題性については、山之内氏によるこうした問題提起もふまえたうえで、あらためて検討することとしたい。